

行政行為の効力

(百選「I-71」～「I-74」)

問題 001

訴願裁決庁が一旦なした訴願裁決を自ら取り消すことは、原則として許されないものと解すべきであるから、県農地委員会が先になした訴願棄却の裁決を取り消してさらに訴願の趣旨を容認する裁決をしたことは違法である。

001 解答：妥当である。(I-71)

問題 002

行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものと解すべきである。

002 解答：妥当である。(I-71)

問題 003

県農地委員会のなした訴願裁決取消の裁決は、これを当然無効のものと解すべきである。

003 解答：誤り

当然無効のものと解することはできないとした。

(I - 7 1)

問題 004

個室付公衆浴場の営業に先立つ児童福祉施設設置の認可処分が行政権の濫用に相当する違法性を帯びているときには、当該児童福祉施設が存在を個室付公衆浴場の営業を規制する根拠にすることは許されない。

004 解答：妥当である。(I - 7 2)

問題 005

児童遊園設置の認可申請及び認可処分が、個室付公衆浴場の営業の規制を主たる動機、目的とするような場合でも、これを行政権の濫用に相当する違法性があるものと認めることはできない。

005 解答：誤り

行政権の濫用に相当する違法性があるものとした。

(I - 7 2)

問題 006

県農地委員会が行った訴願に対する裁決は、行政処分であることは言うまでもないが、実質的に見ればその本質は法律上の争訟を裁判するものである。

006 解答：妥当である。(I - 7 3)

問題 007

県農地委員会が行った訴願に対する裁決は、実質的には裁判を行っているのであるが行政処分であるので、原則、特別の規定がなくとも裁決庁自らにおいてこれを取消すことができる。

007 解答：誤り

特別の規定がない限り、裁決庁自らにおいて取消すことはできないとした(不可変更力を認めた)。(I - 7 3)

問題 008

農地委員会の行った宅地買収計画が異議申立てに基づいて取り消され、その決定が確定したことにより、爾後、当該農地委員会はそれに拘束される。

008 解答：妥当である。(I - 7 4)

問題 009

農地委員会の行った宅地買収計画が異議申立てに基づいて取り消されたが、府農地委員会の指示により再度樹立された買収計画は、違法のものと解することはできない。

009 解答：誤り

府農地委員会の指示は法律上の根拠を有するものではなく、再度樹立された買収計画は、その前提要件としての申請を欠く違法のものであるとした。(I-74)